

<令和7年度に本校での教育実習を希望される方へ>

教育実習は教職の単位を取得するために必要な実習で、本来、大学の教育課程に従って実施されるものですが、実習校を持たない大学にかわって本校でも実施をしています。

本校で受け入れる実習については、基本的に5月下旬から6月上旬の2週間または3週間の実習を受け入れることができます。また該当年度に専任の教諭がいない教科については、お受けすることができません。

教職に就きたいという強い希望をもち、教員としての適性が認められる方が受け入れ対象となります。大学のガイダンスで、母校での実習を指示された方は、令和6年4月上旬から5月末日までに次の手順（1，2）で手続きをしてください。

- 1 豊橋東高等学校の教育実習担当に電話をし、面接の予約をとる。
- 2 1の予約日時に来校して面接を受ける。
持参するもの：筆記用具、内諾書等（大学から受け取っている場合）、切手を貼付した返信用封筒、作文「理想とする教師像」（原稿用紙2枚程度）

*その他

- ・ 教育実習の受け入れ数には制限があります。教科毎にも受け入れ数に制限があります。
- ・ 受け入れ数を超えた場合など、受け入れの可否は、面接・書類等をもとに総合的に判断します。
- ・ 受け入れ可能な方は、7月下旬までに大学へ内諾書を送付します。大学で確認をしてください。
- ・ 本校で受け入れできない場合は、他校もしくは中学校に対して、本人及び大学からお願いしていただくこととなります。
- ・ 教員採用試験の日程、教育実習の日程等よく確認して、手続きにミスがないように注意してください。
- ・ 実習承認後も実習生としてふさわしくない行為があれば実習許可を取り消すことがあります。